

## 議案第 26 号

### 町道路線の認定及び廃止について

次のとおり町道の路線を認定及び廃止する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

#### 1 路線の認定

| 路 線 名            | 起 点                      | 重要な<br>経過地 |
|------------------|--------------------------|------------|
|                  | 終 点                      |            |
| 道仏耳ヶ吠団地 2 号<br>線 | 階上町大字道仏字耳ヶ吠 3 3 番地 1 5 3 |            |
|                  | 階上町大字道仏字耳ヶ吠 3 3 番地 1 5 7 |            |
| 道仏向 1 号線         | 階上町大字道仏字向 2 番地 2         |            |
|                  | 階上町大字道仏字向 9 番地 1         |            |
| 耳ヶ吠茨島下線          | 階上町大字道仏字天当平 1 番地 5 7     |            |
|                  | 階上町大字赤保内字茨島下 2 1 番地 9 7  |            |

#### 2 廃止の路線

| 路 線 名   | 起 点                     | 重要な<br>経過地 |
|---------|-------------------------|------------|
|         | 終 点                     |            |
| 耳ヶ吠茨島下線 | 階上町大字道仏字天当平 1 番地 5 7    |            |
|         | 階上町大字赤保内字茨島下 2 1 番地 4 9 |            |



#### 提案理由

町道の路線を認定及び廃止するため提案するものである。

(参考)

## ▽道路法

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。